

浜松市浜北文化センター条例の一部を改正する条例

浜松市浜北文化センター条例（平成 1 7 年浜松市条例第 2 5 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 1 1 条関係）				別表（第 1 1 条関係）			
1 ホール等				1 ホール等			
(1) ホール及び楽屋				(1) ホール及び楽屋			
利用時間 区分 利用区分	午前	午後	夜間	利用時間 区分 利用区分	午前	午後	夜間
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
大ホール	平日	円	円	大ホール	平日	円	円
		<u>19,800</u>	<u>35,640</u>			<u>26,400</u>	<u>47,520</u>
	日曜日	<u>23,760</u>	<u>43,560</u>		日曜日	<u>31,680</u>	<u>58,080</u>
	土曜日				土曜日		
小ホール	平日	<u>5,940</u>	<u>9,900</u>	小ホール	平日	<u>7,920</u>	<u>13,200</u>
	日曜日	<u>7,920</u>	<u>11,880</u>		日曜日	<u>10,560</u>	<u>15,840</u>
	土曜日				土曜日		
	休日				休日		
楽屋1号		<u>580</u>	<u>780</u>	楽屋1号		<u>780</u>	<u>1,040</u>
楽屋2号		<u>780</u>	<u>1,020</u>	楽屋2号		<u>1,040</u>	<u>1,360</u>
楽屋3号		<u>580</u>	<u>690</u>	楽屋3号		<u>780</u>	<u>920</u>
楽屋4号		<u>460</u>	<u>550</u>	楽屋4号		<u>620</u>	<u>740</u>
楽屋5号		<u>400</u>	<u>510</u>	楽屋5号		<u>540</u>	<u>680</u>
楽屋6号		<u>580</u>	<u>780</u>	楽屋6号		<u>780</u>	<u>1,040</u>
備考（略）				備考（略）			
(2) リハーサル室及び練習室				(2) リハーサル室及び練習室			
利用時間 区分 利用区分	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで		利用時間 区分 利用区分	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	
	時間につき	1時間につき			時間につき	1時間につき	
リハーサル室		円	円	リハーサル室		円	円
		<u>630</u>	<u>310</u>			<u>840</u>	<u>420</u>
第1練習室		<u>600</u>	<u>300</u>	第1練習室		<u>800</u>	<u>400</u>
第2練習室		<u>400</u>	<u>200</u>	第2練習室		<u>540</u>	<u>260</u>
第3練習室		<u>400</u>	<u>200</u>	第3練習室		<u>540</u>	<u>260</u>
備考（略）				備考（略）			
(3) 多目的室及び大会議室				(3) 多目的室及び大会議室			

利用時間 区分	午前9時から 午後6時 まで 1時 間につき	午後6時から 午後9時 まで 1時 間につき	午後9時から 午後9時 30分まで
多目的室	<u>1,360円</u>	<u>1,480円</u>	<u>740円</u>
大会議室	<u>1,360円</u>	<u>1,480円</u>	<u>740円</u>

備考 (略)

(4) 楽器保管庫

1区画1日につき 210円

(5) (略)

2 会議室等

利用時間 区分	午前9時から 午後9時 まで 1時 間につき	午後9時から 午後9時 30分まで
第1会議室	円	円
生涯学習関係 団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
第2会議室	<u>260</u>	<u>130</u>
生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>130</u>
その他	<u>520</u>	<u>260</u>
第3会議室	<u>210</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>430</u>	<u>210</u>
第4会議室	<u>200</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
第5会議室	<u>210</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>430</u>	<u>210</u>
第6会議室	<u>210</u>	<u>100</u>
生涯学習関係 団体	<u>210</u>	<u>100</u>
その他	<u>420</u>	<u>210</u>
第7会議室	<u>100</u>	<u>50</u>
生涯学習関係 団体	<u>100</u>	<u>50</u>
その他	<u>210</u>	<u>100</u>
第1和室	<u>200</u>	<u>100</u>
全生涯学習関係 団体	<u>200</u>	<u>100</u>
その他	<u>400</u>	<u>200</u>
半生涯学習関係 団体	<u>100</u>	<u>50</u>
その他	<u>200</u>	<u>100</u>
第2和室	<u>180</u>	<u>90</u>
生涯学習関係 団体	<u>180</u>	<u>90</u>
その他	<u>370</u>	<u>180</u>
文化活動室	<u>290</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>290</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>290</u>

利用時間 区分	午前9時から 午後6時 まで 1時 間につき	午後6時から 午後9時 まで 1時 間につき	午後9時から 午後9時 30分まで
多目的室	<u>1,820円</u>	<u>1,980円</u>	<u>980円</u>
大会議室	<u>1,820円</u>	<u>1,980円</u>	<u>980円</u>

備考 (略)

(4) 楽器保管庫

1区画1日につき 280円

(5) (略)

2 会議室等

利用時間 区分	午前9時から 午後9時 まで 1時 間につき	午後9時から 午後9時 30分まで
第1会議室	円	円
生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>120</u>
その他	<u>540</u>	<u>260</u>
第2会議室	<u>340</u>	<u>160</u>
生涯学習関係 団体	<u>340</u>	<u>160</u>
その他	<u>700</u>	<u>340</u>
第3会議室	<u>280</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>280</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>280</u>
第4会議室	<u>260</u>	<u>120</u>
生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>120</u>
その他	<u>540</u>	<u>260</u>
第5会議室	<u>280</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>280</u>	<u>140</u>
その他	<u>580</u>	<u>280</u>
第6会議室	<u>280</u>	<u>140</u>
生涯学習関係 団体	<u>280</u>	<u>140</u>
その他	<u>560</u>	<u>280</u>
第7会議室	<u>140</u>	<u>60</u>
生涯学習関係 団体	<u>140</u>	<u>60</u>
その他	<u>280</u>	<u>140</u>
第1和室	<u>260</u>	<u>120</u>
全生涯学習関係 団体	<u>260</u>	<u>120</u>
その他	<u>540</u>	<u>260</u>
半生涯学習関係 団体	<u>120</u>	<u>60</u>
その他	<u>260</u>	<u>120</u>
第2和室	<u>240</u>	<u>120</u>
生涯学習関係 団体	<u>240</u>	<u>120</u>
その他	<u>500</u>	<u>240</u>
文化活動室	<u>380</u>	<u>180</u>
生涯学習関係 団体	<u>380</u>	<u>180</u>
その他	<u>780</u>	<u>380</u>

談話室	生涯学習関係団体	<u>130</u>	<u>60</u>	談話室	生涯学習関係団体	<u>180</u>	<u>80</u>
	その他	<u>270</u>	<u>130</u>		その他	<u>360</u>	<u>180</u>
料理工房	生涯学習関係団体	<u>400</u>	<u>200</u>	料理工房	生涯学習関係団体	<u>540</u>	<u>260</u>
	その他	<u>810</u>	<u>400</u>		その他	<u>1,080</u>	<u>540</u>
音楽室	生涯学習関係団体	<u>120</u>	<u>60</u>	音楽室	生涯学習関係団体	<u>160</u>	<u>80</u>
	その他	<u>250</u>	<u>120</u>		その他	<u>340</u>	<u>160</u>
第1創作工房	生涯学習関係団体	<u>240</u>	<u>120</u>	第1創作工房	生涯学習関係団体	<u>320</u>	<u>160</u>
	その他	<u>490</u>	<u>240</u>		その他	<u>660</u>	<u>320</u>
第2創作工房	生涯学習関係団体	<u>250</u>	<u>120</u>	第2創作工房	生涯学習関係団体	<u>340</u>	<u>160</u>
	その他	<u>510</u>	<u>250</u>		その他	<u>680</u>	<u>340</u>
コミュニティ活動室	生涯学習関係団体	<u>440</u>	<u>220</u>	コミュニティ活動室	生涯学習関係団体	<u>580</u>	<u>280</u>
	その他	<u>880</u>	<u>440</u>		その他	<u>1,180</u>	<u>580</u>
備考 (略)				備考 (略)			
3 (略)				3 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第11条の規定による利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(あらまし)

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市浜北文化センターの利用料金の見直しを行うものです。